

# TRスポーツ規約

- [名称]
- 第1条 本教室はTRスポーツ(以下単に本教室という)と称する。
- [所在]
- 第2条 本教室の施設は、有限会社東洋ライズが経営し、会社は管理運営にあたるTRスポーツを東京都府中市宮西町1-13-4 ダイワ宮西2階に事務所を置く。
- [目的]
- 第3条 本教室は、体操競技や体作り運動を通じ多様な動きを身につけ学校体育や地域社会の発展に寄与し健全な心身の育成をすることを目的とする。
- [スポーツ保険加入]
- 第4条 本教室は、スポーツ安全保険にへ加入し、会員となる。  
(1)年度途中で入会しても年齢に応じた保険料を納入する。  
(2)補償期間は4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までとする。
- [会員]
- 第5条 本教室は、次の各号に定める教室生(以下、「会員」という。)で構成させる。但し、本教室の判断により構成を変更できる。  
(1)体操D〈2歳～未就園児〉 (9)キッズアスリート〈小学4年生～中学生〉  
(2)体操C〈年少～年長〉 (10)アクロバット〈年長～成人〉  
(3)体操B〈小学1年生～中学生〉 (11)ボクシング・エクササイズ〈年長～成人〉  
(4)体操A〈小学1年生～中学生〉 (12)プライベートレッスン〈年長～成人〉  
(5)キッズコーディネーションC〈年少～年長〉 (13)パーソナルトレーニング〈年長～成人〉  
(6)キッズコーディネーションB2〈年長～小学2年生〉 (14)体操上級〈小学1年生～中学生〉  
(7)キッズコーディネーションB1〈小学2年生～小学4年生〉 (15)大人クラス〈高校生～〉  
(8)キッズコーディネーションA〈小学3年生～中学生〉 (16)TR運動教室〈60歳～〉
- [入会資格]
- 第6条 本教室に入会する方及びその保護者は次の各号に定める要件を備えていなければならない。  
(1)本教室の目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること  
(2)スポーツを行うに適した健康状態であること  
(3)入会のために必要な手続きを終え、会費・スポーツ保険を納入すること  
(4)暴力団やその他反社会的勢力に属する者又はその関係者ではないこと  
(5)会社や本教室に対し、反社会的勢力に対して、直接または間接を問わず、かつ各目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、今後も予定がないこと  
(6)所定の手続きを行い、本教室による入会承認を得ること  
(7)各クラスの対象年齢及び条件に該当すること
- [入会手続き]
- 第7条 本教室に入会を希望する方は、所定の手続きに従い入会申込書を提出する。別途定める活動開始日から参加することができる。所定の金額(入会登録費、スポーツ保険加入費及び会費1ヶ月分)を本教室に納めるものとする。
- [会費]
- 第8条 会員は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。なお既に納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。  
(1)入会登録費  
(2)スポーツ保険加入費  
(3)月会費  
(4)回数チケットおよび、スポット料金  
(5)体操クラス発表会参加費  
(7)大会参加費(体操上級)  
(8)クラブTシャツ代  
2 月会費は、指導の対価として消費税込みの金額とする。  
3 月会費は次の各号に定める手続きで支払う。  
(1)月謝袋によるレジ支払い  
(月末に配布し翌月初めに月謝袋を受付に提出し支払う。クレジットカード・QRコード決済等が可能。)  
(2)振込払い(振込手数料は会員が負担する。所定の期日までの支払う)  
4 練習回数が毎月回数とならない場合でも毎月同額となる。  
5 会員が会費の納入を怠ったときは、本教室は指導を停止又は退会させることがある。
- [届出事項の変更]
- 第9条 会員は、本教室入会時に提出した入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、本教室に速やかに届け出なければならない。  
2 20日が休業日の場合は翌営業日までに書面にて提出する。
- [会員以外の施設利用]
- 第10条 本教室は、会員以外の方による施設利用を認めることができる。その場合、当該利用される方にも本規約を適用する。
- [諸規約の遵守]
- 第11条 本教室の施設利用にあたり、本規約および施設内諸規則を遵守し、本教室の施設スタッフの指示に従うこと。
- [年度の更新]
- 第12条 会員は年度末に更新・退会等の手続きを書面にて提出する。  
(1)キッズ会員・TR運動教室の月会費の会員は、年度末に通知し年度始めに月会費と共にスポーツ保険加入費を納入する。  
(2)アクロバット・プライベートレッスン・スポット会員・体操Dは年度更新時にスポーツ保険加入費を納入する。  
2 回数チケットが年度途中の場合も年度更新時に再度スポーツ保険に加入し、回数チケットを継続使用できる。
- [休会]
- 第13条 本教室の休会を希望する方は、休会希望月の前月20日までに届け出なくてはならない。  
2 20日が休業日の場合は翌営業日までに書面にて提出する。  
3 休会期間は2ヶ月以内とし、それ以上休会の場合は自動退会となる。ただし、怪我などの理由で本教室が休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
- [退会]
- 第14条 本教室の退会を希望する方は、退会希望月の20日までに届け出なくてはならない。  
2 20日が休業日の場合は翌営業日までに書面にて提出する。  
3 振替がある場合は、退会前に振替を完了する。

[欠席・振替]

- 第15条 キッズ会員は、欠席・振替の連絡は本教室の電話、もしくは指定のLINEへ連絡をする。
- 2 連絡がなく欠席の場合、振替はできない。
  - 3 振替の場合、欠席日より1ヶ月以内で取り、それ以降の振替は受けることができない。
  - 4 振替は、週1回コースは月内2回まで、ミックスコースは月内4回までとする。
  - 5 振替は、同クラスとする。(都合上困難な場合は相談に応じる)

[除名]

- 第16条 本教室の会員(保護者含む)が次の各号の一に該当するに至った場合は、本教室は会員を除名できる。
- (1)本規約に違反した場合
  - (2)本教室のスタッフ及び会員への名誉や品格及び社会的モラルに反する誹謗中傷や迷惑行為が行われた場合
  - (3)本教室の運営を故意に妨害した場合
  - (4)正当な理由がなく2ヶ月以上会費を滞納した場合
  - (5)入会申込書に故意に虚偽記載があった場合
  - (6)本教室内で喫煙及び飲酒があった場合

[事故の責任]

- 第17条 会員は、本教室の活動に当たって、施設管理責任者並びにスタッフの指示に従うこと。これに違背して盗難、事故、傷害等が発生しても、本法人、本教室、スタッフ等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 2 活動中及びその往復の事故や怪我に対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。
  - 3 体験、非会員、ボクシングエクササイズ、送迎の保護者などスポーツ保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、本教室は応急処置のみを行い、その後の対応は一切責任を負わないものとする。
  - 4 会員同士の間を生じた係争損害によるトラブルについても、一切関与しない。

[施設器具の破損]

- 第18条 会員は、活動中に、施設器具等を故意に破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。

[禁止事項]

- 第19条 会員は、本教室内および本教室近隣地域に次の行為をしてはならない。
- (1)他の会員を含む第三者やスタッフ、本教室、会社を誹謗中傷すること。
  - (2)他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為
  - (3)大声、奇声を発したり、他の会員やスタッフの行手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
  - (4)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
  - (5)諸施設、器具、備品の損壊や備付品の持ち出し
  - (6)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為
  - (7)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く、待ち伏せ、後をつける等、法令や公序良俗に反する行為
  - (8)刃物など危険物の持ち込み
  - (9)物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
  - (10)高額な金銭、貴重品の持ち込み
  - (11)本教室付近での駐輪、駐車等の乗り入れ
  - (12)本教室内の秩序を乱す行為
  - (13)周辺住民や1階店舗への迷惑行為
  - (14)本教室の建物周辺での喫煙行為
  - (15)その他、会社は会員として相応しくないと認める行為

[個人情報]

- 第20条 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、同意なく第三者に開示しない。
- 2 本教室の活動中に記録された写真や映像等は、同意された方のみ本教室に広報活動や活動記録のために、ホームページや他の媒体、資料等に使用することがある。

[レッスン受講]

- 第21条 年間のレッスンは年度により46週で行い、4月から翌3月までの1年間になる。
- 2 災害や悪天候、伝染病の流行等でやむを得ない場合、臨時休講になりレッスン前に連絡をする。臨時休講の場合は振替日を設定する。もしくは振替期間を設ける。ただし会費の返還はしない。

[キャンセル]

- 第22条 プライベートレッスン・パーソナルレッスン時のキャンセルについて、前日21時までのご連絡の場合は無料でキャンセルができる。
- 2 当日のキャンセルについては全額負担する。会員の場合は次回レッスン時に支払う。非会員の場合は3日以内に指定された口座へ振込をする。

[送迎]

- 第23条 本施設付近での大声・駐輪・駐車等の乗り降りはいししない。本施設には他の店舗があること、周辺住民の迷惑行為となるため、送迎についてご理解・ご了承いただく。  
当施設には、駐車場及び駐輪場がないため1階店舗周辺にはとめない。近隣の駐車場及び駐輪場を使用する。

[会員のモラル]

- 第24条 本教室の規約は、円滑に進めていく為に定めているが、故意に運営に著しく支障がある行為や他の会員及びスタッフの社会的モラルに反する言動や迷惑行為が行われた場合、レッスンを断る場合がある。

[規約の改訂・変更]

- 第25条 本規約の改訂、レッスン内容、料金の見直しによる変更を行う。
- 2 規約は改訂版に準じ、最新の規約は本教室のホームページに掲載する。

[施行]

- 第26条 本規約は、平成30年8月1日より施行され、令和6年4月1日から改訂とする。

**本規約に全て同意した会員及び保護者は、入会申込書を提出したことで本教室の会員とする。**